

第8回総会 令和3年1月29日

局長 起立、一同礼、着席

局長 それでは、総会に先立ちまして、1月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局長 また、相続届出4件、使用貸借合意解約3件、賃貸借合意解約12件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和2年度第8回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、農業委員16名、推進委員2名、合計18名の出席であります。本日の議案件数であります。8件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。14番 ○○委員、20番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第35号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第35号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、申請件数は議案書1ページの通り、2件であります。

申請番号1番を説明します。申請者：三宅の○○、申請地：大字三宅字○○番2、登記・現況ともに畑、面積61㎡、申請内容・目的：農家住宅用進入路用地、主な施設の内容：農家住宅用進入路用地の設置であります。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

7番 今回は、23番○○委員と私(7番 ○○委員)が会長の命を受けまして、1月21日、午前8時30分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第4条2件、農地法第5条2件の現地調査を行いました。順次報告していきますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

23 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ約 150m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが農家住宅用進入路を設置するための転用申請です。周囲は、東側は宅地、西側は宅地、南側は農地、北側は農地となっています。雨水は自然浸透により排水しますが、隣接地は自己所有地であり、周辺地への影響は無いと思われま
す。転用する周辺関係者等の影響も自己所有地につき問題ないと思われま
す。申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同
許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。申請者：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 2、登記・現況
ともに田、面積 822 m²、申請内容・目的：農業用施設用地、主な施設の内容：精米乾
燥施設 1 棟、糶摺・堆肥置場の設置であります。既設の糶殻置場につきまして、顛
末書が添付されています。

議 長 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

7 番 2 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南へ約 150m

行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。この申請地は、申請人の〇〇さんが父親から相続により取得したのですが、25年程前に現在の糶殻置場が設置されており、違反転用を是正し、新たに糶摺、乾燥調整施設を建設するための転用申請です。この案件は、既に一部が転用されていますので、顛末書が添付されています。皆さんご確認下さい。周囲は、東側は道路、西側は農地、南側は農業用排水路、北側は農地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロックを設置して、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明がなされており、三納川筋土地改良区の意見書も添付されています。この申請地は、農振農用地となっていますが、農用地利用計画も農業用施設用地に変更済みであることから、許可可能な案件となります。

調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました2番につきましては、13番、〇〇委員が申請者となる事案であり、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当事案の採決にあたり〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は席にお戻りくだ

さい。

議長 議案第 36 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第 36 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2 ページの通り申請件数は 2 件であります。

1 番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 542 m²、申請事由：事務所用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：外構工事事務所 1 棟、資材置場 2 棟の建設です。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

23 番 1 番について説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ約 100m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、事務所を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は道路となっています。雨水は、敷地内の自然浸透及び既設側溝に流します。生活排水は、申請地北側の公共下水道に処理します。転用に伴う土砂周辺への流出等については、周辺に外構を設置し、土砂の流出を防ぎます。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入代金は、2 人分の農地で〇〇円となっています。

議長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 どういった事務所ですか。

事務局 受人の梅原さんが営む、外構工事事務所となります。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：妻の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番1他1筆、登記：田、現況：畑1筆、登記・現況ともに畑1筆、面積1,051㎡、申請事由：宅地分譲用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：3区画の宅地分譲用地です。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

7 番 2番について説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇小学校から北へ約50m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、分譲用住宅用地3区画を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は宅地、南側は道路、北側は個人の進入路となっています。雨水は、市道側溝に放流します。生活排水は、公共下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出は、周辺にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。

調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は〇〇円となっています。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 37 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 37 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3～4 ページの通り、申請件数は 5 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

まず、1 番から説明いたします。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 49、登記・現況ともに畑、面積 99 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

13 番 1 番を説明します。この案件は、先月、先々月に〇〇推進委員が報告しています、〇〇さんの茶畑の申請案件であります。場所は、〇〇交差点から三納方面に 2 km 程行った〇〇集落内の農地です。〇〇さんは、茶畑を辞めた後、柿の木を植樹する予定と

聞いておりますが、農地の一部に〇〇推進委員の農地が含まれていたことで贈与とする申請であり、先月、先々月に提案された内容と同様でありますので、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 それでは、説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番について説明します。受人：右松の〇〇、渡人：三財の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番1他8筆、登記・現況ともに畑5筆、登記・現況ともに田4筆、面積24,138㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

12 番 2番を説明します。今回の申請は、三財の〇〇集落の〇〇さんから、妻地区に住む娘の〇〇さんへの贈与となります。以前から〇〇さんとその子どもさんが三財に通い、〇〇さん夫妻とともに農業を営んでいますが、〇〇さんも高齢であり、また〇〇さんの夫が今年から、一緒に農業を営むことで経営継承となったものです。早期水稲、スイートコーン、路地キュウリ等約2haを作付けし、農地法第3条の50a以上の要件も満たし、農機具等も一式揃っておりますので、何ら問題ないと判断しました。皆様の

ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番について説明します。受人：黒生野の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番1他9筆、登記・現況ともに田及び畑、面積1,966㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20番 3番を説明します。今回の申請は、黒生野に住む〇〇さんから娘さんの〇〇さんへの農業継承のための贈与となります。農地の場所は、お手元の資料をご覧いただきたいと思いますが、〇〇公民館の東にある農地と旧国道〇〇交差点から南へ約600m行った道路沿いの農地となります。水稻約6町、飼料、甘藷等を作付けしており、農機具もトラクター、田植機、軽トラック等農業に必要な機械は一式揃っており、周辺作物への影響もなく、農地法第3条の50a以上の作付けも問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番について説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記：田、現況：畑、面積506㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15番 4番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇、〇〇の境にある農地です。〇〇さんから、〇〇さんへの売買による所有権移転です。〇〇公民館から、約300m東に行った農地です。この農地は、山陰になっており、〇〇さんも処分したいとのことで、〇〇さんが購入することとなりました。〇〇さんは、牛4頭飼育、甘藷、たばこ、大根、水稻を作付けする大規模農家であります。農機具等も一式揃っておりますので、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地売買金額は、10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番について説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積327㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 5番を説明します。今回の申請は、都於郡、〇〇地区の〇〇さんから、同地区の〇〇さんへの規模拡大による売買であります。〇〇さんは、主に水稲を作付けしており、農業に必要な農機具等は一式揃っております。何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第38号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第38号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農

用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。
議案書 5 ページの通り 2 件の申請であります。

1 番 受人：南方の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2 他 1 筆、
登記・現況ともに田、面積 3,440 m²です。

2 番 受人：三納の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 1 筆、
登記・現況ともに田、面積 2,763 m²です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については令和 3 年 2 月 5 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番から 2 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 38 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 38 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 6～10 ページの通り 10 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 受人：木城町の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 3,781 m²、令和 3 年 2 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

2 番 受人：加勢の〇〇、渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 7,562 m²、令和 3 年 2 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

3 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,894 m²、令和 3 年 2 月から 5 年間の使用貸借権の新規設定です。

4 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 1,081 m²、令和 3 年 2 月から 5 年間の使用貸借権の新規設定です。

5 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,116 m²、令和 3 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の新規設定です。

6 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2 他 2 筆、登記：畑、現況：田、面積 619 m²、令和 3 年 2 月から 10 年間の賃貸借権の新規設定です。

7 番 受人：南方の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 1,368 m²、令和 3 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の新規設定です。

8 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字南方字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,042 m²、令和 3 年 2 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

9 番 受人：南方の〇〇、渡人：新富町の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字

童子丸字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 882 m²、令和 3 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

10 番 受人：茶臼原の〇〇、渡人：茶臼春の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 14,155 m²、令和 3 年 2 月から 10 年間の賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 2 月 5 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番から 10 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 39 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案同第 39 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 11～23 ページの通り、合計 24 件あります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,220 m²、令和 3 年 3 月から 6 年間の農地中間管理事業による賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 2 月 5 日を予定しております。

議 長 代表 1 番の説明がありましたが、1 番～24 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 40 号農地等利用最適化の推進施策に対する意見書(案)の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 40 号農地等利用最適化の推進施策に対する意見書(案)の承認について議案書 25 ページから 29 ページを読み上げまして、提案とさせていただきます。

農地等利用最適化の推進施策に対する意見

はじめに

本市の農業振興並びに農業委員会の業務運営に対しまして、日頃よりご理解を賜り深く感謝申し上げます。国内の農業・農村をめぐる情勢は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、

耕作放棄地の増加など非常に厳しい状況にあり、さらに、農畜産物の自由化など国際化の進展による影響も懸念されます。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の制限や日常生活の自粛等により、農畜産物の価格低迷や消費減退、労力確保など、影響は長期化しております。本市においても同様な状況ではありますが、私ども農業委員会では、昨年7月に改正農業委員会法施行後2回目の農業委員等の改選があり、32名の委員と事務局職員で引き続き、農業委員会に課せられた使命に取り組んでいるところです。具体的には、農地法及び関係法令に基づく許可等法令業務の適切な執行、農業者の声を農政に反映させること、農地利用の最適化を進めるための「人・農地プラン」の実質化に向けた農業者の意向調査等を行っています。今後も、集落での話し合いへの参画など地域農業の牽引役としての活動が求められています。当農業委員会では、農業者の代表機関として農業者の意見・要望をくみ取り、これを令和3年度の農業施策に反映させることが重要であるとの認識に基づき、別紙のとおり意見を取りまとめました。つきましては、「農業委員会等に関する法律第38条第1項」に基づき『農地等利用最適化の推進施策に関する意見』を提出しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年 2月 日

西都市長 様

西都市農業委員会

会 長 壹岐 敏秀

要望事項

1. 農業委員、農地利用最適化推進委員への支援について

農業委員会は貴重な地域資源である農地の管理主体であり、地域農政の推進組織、地域の農業者を代表する公的機関でもあります。

令和元年11月施行の農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律などにより、従来にもまして農地利用の最適化の推進のために、「人・農地プラン」の実質

化の中心的立場として農家の意向把握や地域の話合い活動に積極的に取り組むことが求められています。

現在の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、昨年7月の改正農業委員会法施行後2回目の農業委員等の改選で7月20日から新たな体制となりましたが、今後も農業委員会の役割を十分に果たすことが必要であります。

つきましては、新法の求める役割を継続して十分に果たすことができる組織となるためのご支援及び関係機関の協力をお願いするとともにその活動に支障が生じないように、農業現場の実態に即した持続的な農地行政が担保されますような支援施策等について国県への働きかけをお願いします。

2. 農地中間管理機能を最大限活用した農地の保全と農地の集積・集約化の推進について

農地中間管理事業がスタートして現在で7年目ではありますが、国では更なる事業推進を目指して、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和元年11月に施行されました。「農地中間管理機構」においては、農業構造の改革と生産コストの削減のため、令和5年までに担い手への集積について、全農地の8割を目指して鋭意進められております。しかし、担い手が不足する中、条件の良い農地に借り手が集中するために条件の悪い農地は借り手がいない状況です。

農地の集積・集約化を進めるには、個別に農地の貸し借りをを行うのではなく、農地をある程度まとめて貸し借りをすることが重要です。しかしながら、推進を図る中で、「未相続農地の存在」、「借り手が不特定」、「転貸の可能性がない農地については、機構が借り受けない」等のいくつかの事業推進上の課題があります。

つきましては、農地中間管理機構が有する2年間の中間管理機能など、機構が有する中間管理機能等を最大限に活用し、地域の実情を考慮した推進を行うこと、あわせて本来の形で農地を借り受け、集約して農地を貸し出すように国県への働きかけをお願いします。

3. 人・農地プラン及び農地中間管理事業に伴う農地集積・集約化に対する連携・支援の充実について

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域農業の将来の展望が描きにくい中、「人・農地プラン」について継続的な話し合いと見直しを行うことにより地域の中心的な担い手への農地集積・集約化を図ることが重要になっています。農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律では、農業委員会に対して「農地所有者等の意向把握」「集落での話し合い」等の取組がより明確化・重点化されました。

農地集積・集約化の推進にあたっては、農業者の農地・農業経営に関する意向調査を実施し、「人・農地プラン」の実質化に向けて活用するために取りまとめを行ったところです。今後は、地域農業を担う人材を中心とした話し合いの場に農業委員、農地利用最適化推進委員が中心的立場として活動を進めていくことが求められています。

また、農地の集積率に応じて交付される地域集積協力金をはじめとする機構集積協力金が農地を集積・集約化するための推進力となっていますが、令和元年度の制度改正で地域集積協力金の対象が限定されたことに加え、交付対象面積の1割以上の新規集積面積の確保が要件のため、事業推進への支障となっています。

つきましては、農地中間管理事業を推進する中で、地域の中心的担い手等への農地の集積・集約化の円滑な推進を図るため、関係機関並びに関係部署との連携の充実と事業推進の妨げになるような制度改正を行わないよう国県への働きかけをお願いします。

4. 相続登記未了農地の登記促進と国による所有権取得・再配分を可能とする制度的措置の創設について

相続登記未了農地及び所有者不明の農地は、荒廃農地の発生要因及び利用集積の大きな妨げになっております。この現状を解決し農地の利用集積を進めるためには、国・県・市町村の横断的な取り組みで、数年後も見通した予算措置の上で現状把握調査を実施し、その上で相続登記の促進を図るために、市町村と法務局の連携強化ならびに農地に係る相続登記の費用負担を軽減するための措置が必要です。また貸借契約については、相続

持分の過半同意による貸し付けが困難な農地が相当数あるため、代表法定相続人の同意による利用権設定の検討も必要です。

農業経営基盤強化促進法改正により、所有者不明農地のうち共有者の過半が判明していない農地でも農地中間管理機構に貸付できますが、貸借契約による利用だけでは根本的な解決につながりません。そのため、地籍調査による現行所有者の明確化とあわせて、民法の時効取得の考え方を援用し、相続未登記や所有者不明の農地については、農業委員会の公告等の手続きを経て、国等が所有権を取得・再配分できる制度的措置が必要です。つきましては、以上のことについてさらなる国県への働きかけをお願いします。

5. 荒廃農地の解消と発生防止について

本市では「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中に優良農地は、地域の担い手へ集積するなど地域振興を図る必要を明記しています。一方、荒廃農地は農業従事者の高齢化や担い手不足・有害鳥獣等により拡大が続いていくと思われ、荒廃農地の増加は、更なる有害鳥獣被害の増加、病虫害発生等による隣接農地への悪影響など本市の農業振興に支障をきたします。荒廃農地の解消と発生防止を図ることは、地域農業活性化を図る上からも、重要な課題です。

本年度の荒廃農地は約29.3haあり、農業委員会として荒廃農地解消に向けて鋭意努力しており、本年度は独自に0.6haを解消したところです。また、農業委員会の解消作業によりこれまでに9.2haを解消してきました。さらに、農地法第32条に基づく農地利用状況調査を行い、所有者への荒廃農地発生防止啓発活動を行っています。市におかれましても各種事業を活用し対応しておられ感謝申し上げます。今後も農業委員会と市が一体となって荒廃農地の解消と発生防止に取り組むことが重要であります。

そこで、荒廃農地の解消を推進するために、国県の荒廃農地対策に関する事業の活用をお願いします。また、荒廃農地の解消と発生防止に対して西都市独自の助成事業の創

設を要望します。

6. 有害鳥獣対策強化の推進について

中山間の農地に限らず人里近くの農地でも、サル、イノシシ、鹿などによる農作物への被害が増加しており、営農意欲の減退や耕作放棄地の発生など深刻な影響を及ぼしています。その対策として、捕獲班による捕獲、防護ネット、電気柵等の設置に対する補助や罠の設置、有害鳥獣対策巡視員の配置を講じていただいていることに感謝申し上げます。しかし、捕獲に携わる狩猟者は高齢化とともに年々減少し活動範囲も限られていることから成果がなかなか上らず、農家の労力と費用が大きな負担となっています。

つきましては、有害鳥獣の適切な駆除を継続的に実施していくため、有害鳥獣狩猟班等の捕獲活動への支援、特に狩猟期間中は有害鳥獣駆除謝金助成のないサル以外への一年を通じた助成並びに電気柵等設置の更なる拡充を図っていただきますよう要望します。

7. 収益性の高い農作物の推進について

本市農業は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、荒廃農地の増加などの課題を抱えており、経営環境は農業所得の減少や将来不安などの厳しい状況にあります。

このような中、収益性の高い農作物で農業所得を増やすことは営農意欲の向上に繋がります。各種課題を解決する一つの方法です。儲かるためには売上だけでなく、経費や労働時間、販売方法等を考えることが重要です。本市では、ピーマンやマンゴーなどの収益性の高い作物栽培に取り組んできた歴史があります。

つきましては、農業所得の向上を図るために、国県や関係機関に働きかけて、本市に適した収益性の高い農作物の推進について取り組んでいただきますよう要望します。

8. 農業用水路・排水路の整備支援及び適正管理について

水不足による作物の生育不良や枯れる被害を防ぐための用水路、及び浸水による生育不良や根腐れなどの被害を防ぐための排水路を整備することは農地管理において重要

です。併せて、農地等への被害を防ぐために用水路・排水路を適正に管理していくことも重要です。

農業委員会では、農地法に基づく事務として農地転用の意見送付があります。その中で、水処理については敷地内での自然浸透処理や、排水路管理者の同意を得た上での既存排水路への接続処理などを指導しています。

つきましては、農業用水路・排水路の整備や管理は農業経営の上で重要であることから、農業用水路・排水路の整備支援や適正管理及びその周知について国県や関係機関に働きかけをお願いします。また、市におかれましても農業用水路・排水路への支援に今後とも取り組んでいただきますよう要望します。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

15番 8の農業用水路・排水路の整備支援及び適正管理についてであります。土地改良の進んでいない農地では、市道も含む農道の劣化等がずいぶん見受けられます。補修や整備が必要な農道の整備支援、適正管理についても追加していただくことはできないでしょうか。

(委員 追加必要との声多数)

議長 それでは、8の農業用水路・排水路の整備支援及び適正管理につきましては、その対象に農道を付け加えることでよろしいですか。

事務局 農道の整備支援、適正管理を付け加えることにつきましては、事務局で追加（案）を作成し、農政部会長との意見調整で意見書を作成し、市長へ提出させていただきます。

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定しました。

議長 議案第 41 号農地賃借料情報の提供の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 41 号農地賃借料情報の提供の承認については議案書 30 ページであります。令和 2 年 1 月から 12 月までに、締結（公告）された賃貸借における 10a あたりの賃借料情報の提供となります。

妻地区、田の部、平均額 11,400 円、最高額 15,000 円、最低額 3,800 円、データ数 37 件、畑の部、平均額 27,500 円、最高額 40,000 円、最低額 15,000 円、データ数 5 件、穂北地区、田の部、平均額 10,100 円、最高額 13,000 円、最低額 10,000 円、データ数 23 件、畑の部、平均額 14,800 円、最高額 25,000 円、最低額 5,000 円、データ数 23 件、三納地区、田の部、平均額 14,900 円、最高額 20,000 円、最低額 12,000 円、データ数 14 件、畑の部、平均額 6,800 円、最高額 12,000 円、最低額 5,000 円、データ数 4 件、都於郡地区、田の部、平均額 10,000 円、最高額 15,000 円、最低額 5,000 円、データ数 5 件、三財地区、田の部、平均額 11,400 円、最高額 17,000 円、最低額 5,000 円、データ数 34 件、畑の部、平均額 10,500 円、最高額 12,500 円、最低額 10,000 円、データ数 5 件、西都市全域、田の部、平均額 11,500 円、最高額 20,000 円、最低額 3,800 円、データ数 113 件、畑の部、平均額 15,100 円、最高額 40,000 円、最低額 5,000 円、データ数 37 件です。

事務局 補足であります。表の下の※ 5 地域単位で集団的に中間管理事業に取り組んでいる賃貸借契約については参入していません。と記載していますが、今回のデータ数は個人の契約数であります。中間管理事業の件数も計上してはどうかと農政部会でも意見がありましたが、参考まで申し上げますと中間管理事業に係る契約数が昨年 535 件あり、賃借料も 1 万円～1 万 5 千円と表に示す、平均額に近いものであります。こうした状況もあり、今回の農地賃借料情報の提供につきましては、中間管理事業に係る

件数を計上しないことで農政部会でも了承をいただいております。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定しました。

議長 次に、議案第 42 号令和 3 年度農作業標準料金（参考）の設定承認について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 42 号令和 3 年度農作業標準料金（参考）の設定承認については、議案書 31 ページになります。農作業料金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 3 年 1 月 15 日に書面開催となりました、西都児湯市町村農業委員会事務局長会議で書面決議されたものであります。その際、これまでの経緯も踏まえ、尾鈴農業公社、えびの市、都城市・三股町の農作業料金も参考としています。昨年度と変わったところは、作業区分の上段にあります 1 時間当たりの県の最低賃金が 790 円から 793 円に変更されていますが、その下の一般作業賃金は 8 時間で、10 円未満繰り上げ 6,400 円と変更はありません。また、一般作業料金以降の作業区分全ての金額についても、昨年度と同額で変更はありません。なお、農作業標準料金は、一つの目安です。農地の状況により双方の話し合いで決めていただきたいと思います。一般作業料金以外は税抜きで示しています。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 05 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

14 番 _____

20 番 _____